

# 市町村合併について 考えてみよう

**第2回** 市町村合併の説明や県内情報などを、シリーズで掲載しています。  
ご意見・お問い合わせ 企画課 ☎5-9560

今月は市町村合併の重要なキーワード「合併の種類」「合併の長所と短所」「国の合併支援策」を紹介いたします。

## 合併の種類

市町村合併には「新設合併」と「編入合併」の2種類があります。

### 新設合併

二つ以上の市町村が新しい市町村を作ります。  
(例) 南アルプス市、静岡市、さいたま市、西東京市

### 編入合併

既存の市町村の区域に他の市町村を加えます。

(例) 野田市、呉市、福山市

合併は、目的でなく手段の一つです。従って、合併以外にも行政運営の効率化や住民サービスの向上を図るために、単独の町だけで解決できないことを近隣市町村と連携し、広域的な行政施策で対応することも考えられます。

また、効率的な経営改革のためには、自助努力が基本となります。「自助と自立の精神」のもとで、各自治体が自らの判断と財源で、行政サービスや地域づくりを取り組むことが大切なこととなります。そして、「効率的な自治体規模とはどのくらいか」「行政サービスや地域づくりを、どのようにしていくか」などを議論する必要があります。

## 合併の長所と短所

合併を議論するうえで大切なことは、どのようなメリットとデメリットがあるかということです。一般的には次のような点が挙げられています。

**「長所」**

- 1、行政サービスの拡大や公共施設の広域的利用等による、住民の利便性の向上
- 2、財政力が拡大され、重点的

な投資になること。

- 3、広域的視点に立ったまちづくりの展開や、施策の広域的調整が可能となること。
- 4、専門的知識を持った職員を採用・増強や、専任の組織設置が可能になること。
- 5、行政組織の合理化等が図られること。

**「短所」**

- 1、行政との距離が遠くなることによる、住民の利便性の低下。
- 2、住民意見の施策への反映がきめ細かなサービスの提供が困難になること。
- 3、合併後の中心部と周辺部との地域格差の発生。
- 4、地域の連帯感の喪失。
- 5、市町村間の行政サービス水準の格差調整の困難さや、住民負担の増加等。

市町村合併するということは、ここに掲げたこと以外にも、長所だけでなく、いろいろな問題も考えられます。それらを克服するために、次回説明する市町村合併協議会等で、合併前によく話し合っ、良い解決策を見つけることが大切となります。当然解決策は地域ごとに異なるものであり、合併する地域に一番合った方策を住民の皆さんと考えていくことが、新市町村への移行をスムーズにするもの

## 国の合併支援策とは

平成11年7月に制定された地方分権一括法のなかで、市町村合併を支援するために改正された「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併についてのさまざまな特例措置を定めています。期限は平成17年3月31日までとなっています。

総務省では、一般的に合併の準備段階から合併の実現までの目安は22か月かかるとしています。

合併は、地方自治法に基づき行うことができますので、合併特例法の期限(平成17年3月31日)にかかわらず実施することが可能ですが、参考までに合併特例法による各種支援の主な内容について紹介します。

### 制度的な支援措置

**住民発議制度**  
市町村が合併するには、合併の是非の協議や市町村建設計画の策定などを行う合併協議会の設置が必要ですが、有権者の50分の1以上の署名により、この合併協議会の設置を市町村長に対し請求することが出来ます。

**地域審議会**

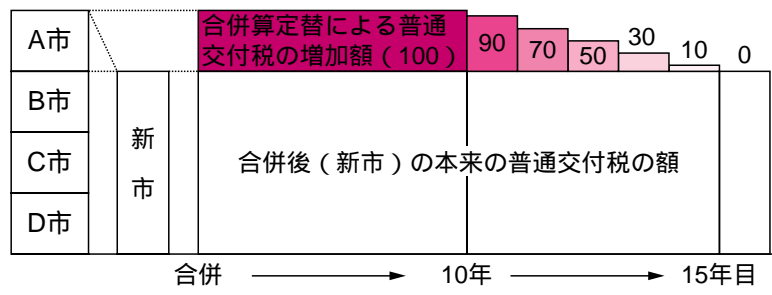
合併後も住民の声をきめ細かく施策に反映させるため、関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併後の市町村の長の諮問により審議または意見を述べる事ができる地域審議会を置くことができます。

### 財政的な支援措置

**合併準備・移行経費に対する財政措置**  
市町村の合併準備経費(合併協議会設置のための経費・負担金、合併に向けての啓発事業など)や合併移行経費(電算システムなどの経費)は特別交付税(注1)として国から交付されるお金で賄うことができます。

**普通交付税の算定の特例(合併算定替)**  
合併すると、財政の効率化が図られるため、必要経費が減少すると考えられています。それにより普通交付税(注2)も減少することが一般的です。しかし合併によって大きく必要経費が削減できるとは限らないため、普通交付税の算定の特例(合併算定替)があります。これは、合併する前の市町村が存在しているものとして普通交付税の交付を10年間減らさずに保証しま

## 普通交付税額の推移



す。その後5年間で段階的に減額し、最終的には新市の交付税額となります。

## 合併特例債の創設

市町村建設計画(注3)に基づく一定の公共施設の整備などについて、合併特例債(注4)という通常より有利な地方債を、合併から10年間財源として見込むことができます。

## その他の特例措置

地方税に関する特例  
合併後5年間に限って、不

均一の課税を行うこと(新合併市の地域ごとに税率などを不均一にすること)ができません。

**市となるべき要件の特例**  
平成17年3月31日までに合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は3万人以上です。(通常5万人以上)

**用語解説**

**【注1】特別交付税**  
災害などで特別に経費が発生した場合に国から交付される財源。

**【注2】普通交付税**  
市町村間の行政サービスの不均衡をなくすため、市町村の財政状況などに応じて国から交付される財源。

**【注3】市町村建設計画**  
合併に際して、合併後の市町村をどのように作っていくのかを示す、新しいまちのマスタープラン(基本方針、公共施設の統合整備に関する事項、財政計画など)を決めます。

**【注4】合併特例債**  
合併した場合に利用できる地方債(長期借入金)のこと。国が「市町村建設計画」に必要な予算に対して起債を認めるものです。

# 住民基本台帳ネットワークシステム 第2次サービスがスタートします!

8月25日

希望される方に住民基本台帳カードを交付します。(手数料1,000円)

引越の手続きで窓口に行くのは、転入時1回だけで済みます。

全国どこの市区町村でも、自分の住民票の写しが取れるようになります。

住民基本台帳カードは、セキュリティ上極めて安全なICカードです。住民基本台帳カードをお持ちの方は、住民票の広域交付が可能となり、転出・転入の手続きが簡素化されます。

**【カードの種類】**  
カードは、写真入りのものと写真の入っていないものと2種類あり、写真入りのものは、身分証明書としての利用ができます。

**【カードの有効期間】**  
カードの有効期間は10年です。  
・カードは住所地市町村で発行するもので、他市区町村へ転出される方は返納していただきます。  
住民基本台帳カードは町民課(本庁)のみでの交付となります。

現在、引越の場合には、現住所地で転出証明書の発行を受け、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、現住所地に「付記転出届」を郵送すれば転出証明書の交付を受ける必要がなく、引越先の市区町村窓口に住民基本台帳カードとともに「付記転入届」をすることにより手続きができるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。住民基本台帳ネットワークにより、全国どこの市区町村からでも、住民基本台帳カード、運転免許証などの写真付き身分証明書等を提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。



問い合わせ先  
町民課 ☎5-9564